

平成 19 年 12 月 4 日

『区立小・中学校改築計画（素案）』、

『区立小・中学校の適正化 第二次整備計画（素案）』を発表

本日 4 日（火）、豊島区教育委員会は『区立小中学校改築計画（素案）』『区立小・中学校適正化 第二次整備計画（素案）』を発表した。

小・中学校の適正化第一次整備計画（平成 9 年度～平成 18 年度）に基づき統合を進め、現在の豊島区の学校数は、小学校 23 校、中学校 8 校の合計 31 校である。このうち、28 校が今後 15 年間で築 50 年を経過するという状況であり、老朽化の急速な進行に伴う校舎の改築を計画的、効率的に進める必要がある。また、「教育人口等統計」によれば少子化等による適正規模の確保が難しいことも予想されるため、改築計画にあわせた適正配置の実施も検討する必要がある。学校は、児童・生徒の学習の場及び生活の場としての安全・安心で快適な学校環境を確保し、教育内容・方法の多様化及び情報化や環境保護等の社会情勢の変化に対応して、生涯学習や地域活動等のまちづくりの拠点として、地域に開かれた学校とすることが求められている。

こうした背景を踏まえて、区教育委員会では、区立小・中学校の改築に関する計画、適正配置における統合について検討を進めてきた。

『区立小・中学校改築計画（素案）』では、計画期間を平成 20 年度からの 30 年間とし、計画期間を前期、中期、後期の 3 期に区分し、各期の対象校数、事業費を示した。特に前期での改築校として、西池袋中学校、目白小学校、池袋第三小学校、池袋中学校、池袋第二小学校・文成小学校（統合新校）、巣鴨北中学校の 6 校を公表している。なお、改築にかかる総事業費は前、中、後期合わせて約 548 億円と見積もった。

『区立小・中学校適正化 第二次整備計画（素案）』では改築計画の前期 10 年間において、池袋第二小学校と文成小学校を統合する計画を示した。

平成 26 年 3 月に池袋第二小学校、文成小学校の 2 校を閉校し、同年 4 月に現文成小学校校舎を仮校舎として、新小学校を開校する。現池袋第二小学校校地に 26 年 4 月から 28 年 3 月まで池袋中学校の新校舎を建設する。そして、28 年 4 月から 30 年 3 月に現池袋中学校校地に統合小学校の新校舎を建設し、30 年 4 月に移転することとした。今後、計画の周知を図り、該当校の保護者、地域住民等への説明会の実施や統合推進協議会を設置するとしている。

計画策定までのスケジュールは、12 月中に両計画素案に対する意見をまとめ、1 月に計画案を作成し、2 月中にパブリックコメントを実施。5 月、策定をめざす。

問合せ：『区立小・中学校改築計画（素案）』は学校運営課

**『区立小・中学校の適正化 第二次整備計画（素案）』は
教育改革担当課**

豊島区立小・中学校改築計画（素案）

I 改築計画の位置づけ

1 計画策定の目的（趣旨）

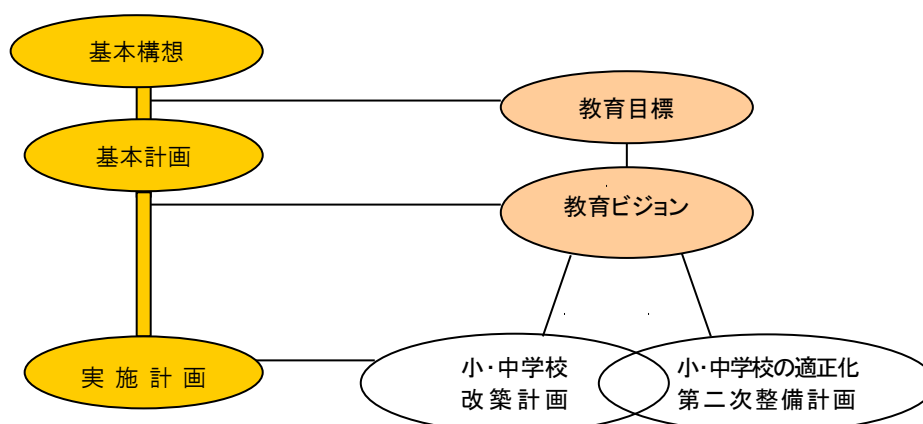
豊島区の小・中学校は、平成 19 年度以降、小・中学校の適正化第一次整備計画（平成 9 年度～平成 18 年度）に基づき新築した学校 3 校を除く 28 校が築 50 年を経過し、老朽化の急速な進行に伴う校舎の改築が喫緊の課題となっています。

また、学校は、児童・生徒の学習の場及び生活の場としての安全・安心で快適な学校環境を確保し、教育内容・方法の多様化及び情報化や環境保護等の社会情勢の変化に対応して、生涯学習や地域活動等のまちづくりの拠点としての地域に開かれた学校とすることが求められています。

学校施設の老朽化の進行と学校を取り巻く社会情勢への変化に対応するためには、計画的、効率的に改築を進めていく必要があることから、豊島区立小・中学校改築計画を策定します。

2 計画の位置づけ（性格）

この計画は、豊島区の基本計画、豊島区教育委員会の教育目標、豊島区教育ビジョン（平成 19 年 3 月）の実現に向けて、としま未来戦略プラン、公共施設の再構築や関係する各分野の計画等との整合性を図り、豊島区立小・中学校の適正化第二次整備計画と合わせて、小・中学校の改築を計画的、効率的に推進していくものです。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成 20 (2008) 年度からの 30 年間とします。計画期間を前期、中期、後期の三期に区分して、前期については、改築校を具体化した計画とします。中期及び後期については、今後、継続して調査検討を行って、具体化していくことを予定しています。

前期：平成 20 (2008) 年度～平成 29 (2017) 年度
中期：平成 30 (2018) 年度～平成 39 (2027) 年度
後期：平成 40 (2028) 年度～平成 49 (2037) 年度

4 計画の見直し

前期計画では、6 校の改築を計画していますが、改築の進捗状況、新たな学校用地の確保、国庫補助要件の変更等の状況変化を見ながら、中期・後期計画を含め、3～5 年の期間で見直すものとします。

II 学校施設の現状と課題

1 学校施設の現状

(1) 学校施設の現状

現在、豊島区の学校数は、小学校 23 校、中学校 8 校の合計 31 校、このうち、28 校の最古建物が今後 15 年間で築 50 年を経過するという状況になっています。

【最古建物築後 50 年経過校数】

経過年度(平成)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	計
建築年次(昭和)	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	
校数																	
小学校	2	1		1	2	2	4	2	1	1	1	2	2			1	22
中学校	2	2		2													6
計	4	3		3	2	2	4	2	1	1	1	2	2			1	28

(2) これまでの改築実績

小・中学校の適正化第一次整備計画（平成 9～18 年度）に基づく適正配置に伴って、小学校 1 校、中学校 2 校の統合校の校舎を建設しています。

千登世橋中(平成 13 年度竣工) 南池袋小(平成 15 年度竣工) 明豊中(平成 17 年度竣工)

(3) 学校施設整備の現状

学校施設の整備は、安全を確保するための改修、新たな教育内容・活動に必要な内部改修など、教育環境の整備を実施し、平成 9 年度から、耐震性能を確保するための補強工事を実施し、平成 18 年度に全小・中学校の耐震対策を完了しています。

建物や設備の改修は、計画的に進める必要のある性質のものですが、緊急課題の耐震対策を優先したことなどから、計画的改修が実施できずに、施設の老朽化が進行しています。

(4) 児童・生徒数及び学級数の現状

区の人口は、マンション建設等の増加等により、平成 10 年度から増加傾向になり、26 万人になっています。これに伴って、児童・生徒数も減少傾向から微増傾向、学級数も増加し、平成 19 年度から、児童・生徒数の増加に対応して普通教室の整備を開始しています。

2 学校施設整備の課題

(1) 適正な学校規模、配置及び施設規模

児童・生徒数の推移を考慮しながら、学校規模、地域の適正な配置を考えていく必要があります。また、学校規模に応じた適正な施設規模を確保する必要があります。

(2) 教育ビジョン等に対応した施設

特別支援教育や少人数学習等に応じた仕様の教室等、教育方法と教育内容の多様化に対応した施設の整備、情報通信基盤の整備に伴う情報教育及び学習方法・手段の確保に必要なコンピュータ室や図書室の整備、自然環境保護に配慮した施設とともに、環境教育の場としての機能を付加した施設の整備が求められています。

また、児童・生徒の生活の場としての安全性、防犯性を確保した施設、耐震性を持った災害時の救援センターとしての機能を確保した施設とする必要があります。

さらに、地域の学校として地域交流・連携を充実させるコミュニティ施設、スポーツ等の学校開放施設、地域活動の拠点としての利用できる施設等の整備が求められています。

(3) 他の区施策の効果的な整備への対応

区では、児童の放課後対策として、小学校区域ごとに子どもスキップを計画的に設置していますが、学校の施設規模により全小学校の校舎内、敷地内への設置が困難な状況があり、改築に合わせて整備していく必要があります。

また、学校施設の建替えに際しては、周辺の地域区民ひろば等の施設状況を勘案し、敷地規模等の状況から、可能な場合には、学校施設と他の施設の複合化を検討することが求められています。

3 改築にあたっての課題

(1) 仮校舎の確保

工事期間中の仮校舎の確保は、改築に必要不可欠なものであり、仮校舎の位置、規模、経費及び教育上必要な施設の確保等、様々な視点からの検討が必要です。

(2) 改築経費の確保等

学校の改築は、その規模から多大な建設経費を必要とし、30年の長期にわたり継続する事業であることから、財源の確保が重要な課題となります。

国庫支出金や起債等の財源の確保策とともに、改築資金を基金として、計画的に積み立てていく必要があります。また、改築手法・手順、仮校舎経費、移転費、運動場等の代替施設の確保経費等について、コスト削減を意識して検討する必要があります。

(3) 改築等手法・手順の設定

各学校の個々の改築の課題等、諸条件に基づき、建替えの困難度、財政負担等を考慮し、改築等の手法を検討する必要があります。また、期間の短縮や地域と協働で学校づくりを行うことが求められている状況を考慮して、改築手順を検討する必要があります。

(4) 建築関係法令等への適合

改築にあたっては、都市計画法、建築基準法、東京都安全条例等の適合が改築の前提条件になります。

多くの学校は住宅地域に立地し、住居系の用途地域、高度地区となっていることから、北側斜線、道路斜線、隣地斜線の制限により、建物の後退が必要となるため、建物規模や運動場面積への影響、また、周辺地域の環境への影響を十分に考慮する必要があります。

(5) 改築期間中の諸課題

学校の改築期間は、建設工事で通常2年間が必要であり、工事中の仮校舎での学校教育活動について、児童・生徒及び保護者への負担がすくなく発生すると考えられます。

入学時の学校選択、改築校の周辺学校の入学者数への影響、また、改築期間中の学校開放が実施できなくなることから、各種地域活動に影響がおよびます。

このため、学校教育活動、地域の諸活動への影響を最小限にする対応策を考えていくことが必要になっています。

(6) 改築等の執行体制

学校改築の30年間にわたる事業執行に伴い、膨大な事業執行需要が発生するため、学校改築事業を継続的、専門的に執行する体制の整備が必要となっています。

(7) 学校跡地の活用

学校の適正化によって生じる跡地については、改築等の計画段階から、区施策事業の全体的、長期的な視点で、活用方策を検討していく必要があります。

Ⅲ 小・中学校改築計画(案)

1 改築計画(案)

小・中学校の改築計画は30年間とし、次表のとおり前期、中期、後期の3期間とします。

計 画	前期計画	中期計画	後期計画
期 間	平成 20～29 年度 (10 年間)	平成 30～39 年度 (10 年間)	平成 40～49 年度 (10 年間)
対象校数	7 校	10 校	11 校
改築校数	6 校 (統合減 1 校)	10 校	11 校

2 前期（平成 20～29 年度）計画（案）

改築の全体計画のうち、前期（平成 20～29 年度）を下記のとおり計画します。

(1) 基本的考え方

前期計画の改築校は、適正規模及び適正配置による統合新校、仮校舎確保可能校、校舎等施設の老朽度及び緊急度を考慮し、新校舎建物規模及び仮校舎確保等の想定による改築の可否を判断して計画化します。

(2) 改築校の選定及び改築順

基本的考えに基づき、前期計画の改築校（6 校）を選定し、以下のとおりの改築順位を設定します。

なお、⑤統合新校の位置については、現時点での配置案を示しています。また、巢鴨北中の校庭確保策については、今後、検討が必要です。

- ① 西池袋中 ② 目白小 ③ 池袋第三小 ④ 池袋中
⑤ 池袋第二小・文成小統合新校 ⑥ 巢鴨北中

(単位:千円)

No.	学校名	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	事業費
1	西池袋中	基本設計	実施設計	工事 (仮校舎:旧 真和中)	工事 (仮校舎:旧 真和中)							3,168,217
2	目白小			基本設計	実施設計	工事 (仮校舎:旧 真和中)	工事 (仮校舎:旧 真和中)					2,632,813
3	池袋第三小					基本設計	実施設計	工事 (仮校舎:旧 真和中)	工事 (仮校舎:旧 真和中)			1,889,376
4	池袋中					基本設計	実施設計	工事 (現校舎使用)	工事 (現校舎使用)			2,953,576
5	池袋第二小 文成小							基本設計	実施設計	工事	工事	3,082,532
6	巢鴨北中							基本設計	実施設計	工事 (仮校舎:現校地内)	工事 (仮校舎:現校地内)	2,636,856
仮校舎[旧真和中]		設計	工事	西池袋中仮校舎		目白小仮校舎		池袋第三小仮校舎		—		—
事業費		42,595	204,103	789,759	2,199,760	867,873	1,832,940	1,562,829	3,280,123	1,842,569	3,740,819	16,363,370

※ 事業費は、過去の改築工事費実績の平均値から建築等単価を設定し、既存校舎解体費、基本設計費、実施設計費、建築工事費及び工事監理委託費を試算しています。また、仮校舎関係経費、測量委託費、土壌調査委託費、初度調弁経費等は含めていません。

なお、西池袋中学校の事業費は、延床面積8,000㎡未満、校舎、体育館、屋上プール、地上3階建て地下なしの想定条件による見積額です。

3 全体計画（案）

計画全体の事業費想定は、以下のとおりです。

No.	学校名	前 期											中 期											後 期										
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49			
1	西池袋中																																	
2	目白小																																	
3	池袋第三小																																	
4	池袋中																																	
5	池袋第二小																																	
6	文成小																																	
7	巢鴨北中																																	
8	A																																	
9	B																																	
10	C																																	
11	D																																	
12	E																																	
13	F																																	
14	G																																	
15	H																																	
16	I																																	
17	J																																	
18	K																																	
19	L																																	
20	M																																	
21	N																																	
22	O																																	
23	P																																	
24	Q																																	
25	R																																	
26	S																																	
27	T																																	
28	U																																	
事業費		16,363,370千円											17,694,912千円											20,791,136千円										
事業費 計													54,849,418千円																					

※ 中期、後期の改築校は、経年順を基本として想定したものです。

豊島区立小・中学校の適正化 第二次整備計画（素案）

I 第二次整備計画の基本的な考え方

1、計画の目的

区立学校における教育活動を効果的に進めるためには、適切かつ必要な学級・学年及び学級数の規模(「適正規模」)を確保することが必要である。

こうしたことから、「東京都豊島区立学校の適正規模等に関する審議会(答申)」(平成4年4月)の趣旨を尊重し、「豊島区立小・中学校の適正化 第一次整備計画」(平成9年1月、同改訂版平成13年9月)に引き続き、適正配置の実施が必要かつ可能な地域で進めるため、「豊島区立小・中学校の適正化 第二次整備計画」を策定する。

2、計画策定の背景

本区では、「第一次整備計画」及び同改訂版に基づき、区立小・中学校の統合をすすめて、小学校29校を23校に、中学校13校を8校に統合し、統合9校はいずれも適正規模を確保している。

しかし、現在でも適正規模に満たない学校があり、今後の教育人口等推計では、適正規模の確保が困難な学校となる学校も出現する。また、適正規模の確保が困難な学校の中には、学校の位置や通学区域の形状などから、統合が容易でない地域も存在する。

一方、「豊島区立小・中学校改築計画」が策定され、この前期計画では、今後10年間の改築の対象校が明らかにされることとなっており、改築計画にあわせた適正配置の実施も必要となっている。

3、計画の性格

- (1) 本計画は、「審議会答申」の趣旨を尊重し、区立学校の適正配置を推進するための基本的な内容を明らかにする計画とする。
- (2) 本計画は、「第一次整備計画」に引き続く第二次整備計画とする。
- (3) 本計画は、対象として「改築計画」前期計画で明らかにされた改築校のうち、適正配置が可能な学校に限定した計画とする。

4、対象校の選定

「審議会答申」では、池袋第一小学校、池袋第二小学校、文成小学校の統合について検討する必要性が指摘されており、そのことは現在も継続している。

そこで、現在及び今後の児童数、学級数の予測をみると、池袋第一小学校は、5年後も適正規模を維持したまま、増加の傾向が予測されている。

一方、池袋第二小学校は、適正規模を下回る状況の継続が予測されている。また、文成小学校は、5年後まで減少傾向が続くことが予測されている。

3 小学校の学級数の推移と推計

単位:学級

学校名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
池一小	12	12	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	14
池二小	10	9	10	8	8	7	6	7	7	7	7	8	8	7	7
文成小	12	12	12	12	12	11	11	11	10	10	9	9	9	8	8

注)平成19年度までは各年度5月1日現在。平成20年度以降は「平成19年度教育人口等推計」による。

次に、学校の位置関係、地域のまとまりの面からみてみると、池袋第一小学校は他の2校から鉄道で区切られている。一方、池袋第二小学校と文成小学校は、きわめて近いところに位置しており、地域的にも川越街道と鉄道によって区切られた既成住宅地区の同一の地域にある。

以上のことから、池袋第一小学校は今回の適正化の対象から除くこととし、今後の児童数や学級数、学校の位置関係、通学区域の形状、地域的なまとまりなどを勘案し、池袋第二小学校と文成小学校の2小学校区を1小学校区とし、新小学校を設置することが適切である。

II 第二次整備計画での統合校

1、新小学校の設置

新小学校の設置場所は、両校の通学区域を併せたときの位置関係、学校改築計画の前期計画で予定されている池袋中学校の改築の面から現文成小学校を仮校舎として新小学校を開校し、その後、現池袋中学校跡に建設される新校舎に移ることが合理的である。

2、池袋第二小学校と文成小学校の統合

平成26年3月に池袋第二小学校、文成小学校の2校を閉校し、同年4月に現文成小学校校舎を仮校舎として、新小学校を開校する。

3、新小学校の建設

平成28年4月から30年3月に、現池袋中学校跡に新校舎を建設し、平成30年4月に移転する。

統合と改築年次(案)

学校名	H26	H27	H28	H29	H30
池袋中 [現池袋第二小校地]	工事	工事	新校舎		
統合新小学校 [現池袋中校地]			工事	工事	新校舎
仮校舎 [現文成小]	統合新小学校仮校舎				

III 計画の実現に向けて

1、計画の周知と説明会の実施

本計画を十分周知するため、広報紙やホームページの活用、該当校での説明会等を実施する。

2、統合推進協議会の設置

統合についての課題などを協議、調整及び開校に向けての準備を行なうため、統合推進協議会を設置する。

3、統合に向けての留意点

統合にあたっては、新校への円滑な移行に配慮するとともに、児童にとって豊かな学習・生活空間として安全で安心な施設、新しい教育方法、内容の多様化に対応した施設、また地域の核として地域住民が交流、連携を図れる施設、さらに災害時に「救援センター」の機能を考慮した施設となるような整備を図る。